

○飛騨市議会議員政治倫理行為規範

平成25年3月21日

政治倫理の確立は、議会活動の根幹をなすものである。飛騨市議会議員は、市民の代表として高い倫理意識をもって職務を誠実に遂行するとともに、地方自治法（法律第67号）及び飛騨市議会基本条例（平成23年飛騨市条例第28号）の本旨に則り、議員としての使命感をもって飛騨市の発展と住民の福祉向上に貢献し、いやしくも市民の信頼にもとることがないよう努めなければならない。

ここに、飛騨市議会議員政治倫理行為規範（以下「行為規範」という。）を定める。

第1条 議員は、市民の代表として清廉を保持し、いやしくも公正を疑わせるような行為をしてはならない。

第2条 議員は、高い倫理義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、政治倫理の向上に努めなければならない。

第3条 議員は、その政治活動においては全力をあげ、かつ、不断に任務を果たす義務を有するとともに、議員の言動の全てが市民の注視の下にあることを銘記しなければならない。

第4条 議員は、市民の代表として、全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益実現を求めて公共の利益を損なうことがないよう努めなければならない。

第5条 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑をもたれた場合は、自ら真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

第6条 議員は、本来の使命と任務の達成のため積極的に活動するとともに、より明るい生活を願う市民のために、その代表としてふさわしい高い識見を養わなければならない。

○飛騨市議会政治倫理審査会規程

平成 25 年 3 月 21 日

議会訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、飛騨市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）が、政治倫理の確立のため、議員及び市民の申立て又は議員の申出に基づき、議員が飛騨市議会議員政治倫理行為規範（以下「行為規範」という。）、その他の政治倫理の確立に資するものとして議長が定める法令（以下「行為規範等」という。）の規定に違反し、政治的道義的に責任があると認められるかどうかについて行う審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(申立ての手続き)

第 2 条 前条の申立てをするには、議員にあつては 2 名以上、市民にあつては 10 名以上からすることを要する。ただし、市民が申立てをしようとする場合は、議員 1 名以上の紹介を要するものとする。

2 前項の申立てをする場合においては、申立書に議員が行為規範等の規定に違反していることを明らかにした書面を添えて、これを審査会の会長に提出しなければならない。

3 第 1 項の申立てがあつたときは、会長は、速やかに審査会を開かなければならない。

4 審査会が第 1 項の申立てに関する事案を審査するには、出席委員の過半数の議決を要する。

5 前項に定めるもののほか、申立てに関する審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(申出の手続き)

第 3 条 審査会は、議員から政治倫理に関し不当な疑惑を受けたとして弁明書を添えて第 1 条の審査の申出があつたときは、当該申出に関する事案を審査しなければならない。

2 第 1 項の申出があつたときは、会長は、速やかに審査会を開催しなければならない。

3 審査会が第 1 項の申出に関する事案を審査するには、出席委員の過半数の議決を要する。

4 審査会は、明らかに当該事案を審査する理由がないと認めるときは、当該申出をした議員にその旨を通知し、審査しないことができる。

(勧告の種類)

第 4 条 審査会は、第 2 条の申立てをされた議員又は前条の申出を行った議員（以下「審査の申立てをされた議員等」という。）につき政治的道義的に責任があると認め

たときは、当該審査の申立てをされた議員等に対し、次の勧告を議決するものとする。

- (1) 行為規範等の遵守の勧告
- (2) 謝罪の勧告
- (3) 一定期間の議会出席自粛の勧告
- (4) 議会役員の辞任の勧告
- (5) 議員の辞職の勧告

2 審査会は、前項第1号、第2号、第3号及び第4号の勧告について2以上併せて行うことができる。

(議長への報告)

第5条 審査会は、事案について審査を終わったときは、事案の概要及びこれに関する審査の結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものとする。

(議会への報告)

第6条 議長は、審査会の報告書を議会に報告するものとする。

(委員の定数)

第7条 審査会は、8名の委員で組織する。

(委員の選任)

第8条 委員は、会期の始めに議会において選任し、議員の任期中その任にあたる。

2 委員の選任は、議長が指名するものとする。

(委員の辞任)

第9条 委員に選任された者は、正当な理由がない限り、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して議長の許可を受けなければならない。

(会長の選任)

第10条 審査会の会長は、審査会において委員が互選する。

2 会長の互選の方法は、飛騨市議会会議規則(平成16年飛騨市議会規則第1号)第119条の規定を準用する。

3 会長の辞任は、審査会がこれを決する。

(臨時の会長)

第11条 会長がいないときは、議長が審査会の招集日時及び場所を定めて、会長の互選を行わせる。

2 会長が選任されるまでは、年長の委員が会長を職務する。

(会長の職務及び代理)

第12条 会長は、審査会の議事を整理し、秩序を保持し、審査会を代表する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

(審査会の開催)

第13条 会長は、審査会の開会の日時を決める。

2 委員の半数以上から要求があったときは、会長は、審査会を開かなければならない。

3 表決の際現在しない委員は、表決に加わることはできない。

(勧告の表決)

第14条 審査会が第4条の勧告を決するには、出席委員の3分の2以上の多数による議決を要する。

2 第4条第1項第5号の勧告を行うには、議会の議決を要する。

3 前項の勧告を決するには、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

(出席説明の要求)

第15条 審査会が、第17条の規定により審査の申立てをされた議員等の出席及び説明を求め、第18条の規定により市長若しくは副市長又は関係部署関係者の出席を求め、第19条の規定により報告若しくは記録の提出を求め、又は第20条の規定により参考人の出席を求めるには、委員の過半数の議決を要する。

(弁明の機会)

第16条 審査会は、審査の申立てをされた議員等に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(審査の申立てをされた議員等の出席)

第17条 審査会は、審査のため必要があるときは、審査の申立てをされた議員等の出席及び説明を求めることができる。

(市長等の出席)

第18条 審査会は審査のため必要があるときは、議長を経由して市長若しくは副市長又は市役所関係部署関係者の出席を求めることができる。

(資料等の収集)

第19条 審査会は、審査のため必要があるときは、議長を経由して市役所関係部署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(参考人の出席)

第20条 審査会は、審査のため必要があるときは、議長を経由して参考人の出席を求め、事案について、事実を聴取し、又は意見を聴くことができる。

2 審査会は、第3条の申し出をした議員から参考人の出席を求めるよう申し出があったときは、正当な理由がある場合を除き、これに応ずるものとする。

3 委員は、参考人に対して質疑することができる。ただし、参考人は委員に質疑することはできない。

4 第2項の申し出をした議員は、当該申し出に関する参考人に対して質疑すること

ができる。ただし、参考人は当該議員に質疑することはできない。

(勧告)

第21条 審査会は、第4条第1項の勧告を議決したときは、議長に報告し、議長は、審査の申し立てをされた議員等の出席を求めて、その者に対し勧告する。この場合において、審査の申し立てをされた議員等がやむを得ない理由により出席できなかったときは、その者に対し文書をもって勧告することができる。

2 審査会は、審査の申し立てをされた議員等に対し、第4条第1項の勧告を行わない場合において、当該審査の申し立てをされた議員等の名誉を回復する必要があると認めるときは、議会に諮って所要の措置を講ずるものとする。

(傍聴)

第22条 審査会は、原則として傍聴を許可しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、その議決により議員その他の者の傍聴を許可することができる。

3 審査会は、審査の申し立てをされた議員等から議員その他の者の傍聴を許可し又は許可しないことを求められたときは、これを尊重するものとする。

(議事)

第23条 審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、議事を開くことができる。

(会議録の保存)

第24条 審査会は、会議録を作成し、会長がこれに署名し、議会に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、事案の件名、議事、表決の数及び報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

(会議録の閲覧)

第25条 審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許可するものとされた審査会の会議録（議員にのみ傍聴を許可するものとされた審査会を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査を終了していない事案に関する会議録を除き、その議決により会議録の閲覧を許可することができる。

3 第1項の規定に関わらず、議員にのみ傍聴を許可するものとされた審査会の会議録について議員からその閲覧を求められたときは、審査会は、審査に支障のない限り、その閲覧を認めるものとする。

4 会議録の閲覧は、会長が指定する場所において行う。